

時事会計 No. 42

I F R S 導入の「ロードマップ案」公表へ ーコンバージェンスからアドプションへー

キーワード: I F R S、コンバージェンス、アドプション、ロードマップ (工程表)、任意適用、強制適用、個別財務諸表、プリンシプル・ベース、日本の関与、金融危機、マクロ経済学、ダボス会議、金融サミット、国際財務報告解釈指針委員会 (I F R I C)。

主要記事: 『日本経新新聞』09年1月27日、28日、29日、『朝日新聞』1月26日、31日。

資料: 「我が国における国際会計基準の取扱いについて (中間報告) (案)」

いよいよ国際会計基準 (I F R S) のわが国への導入が本格化してきた。金融庁 (企業会計審議会) は1月28日、I F R S 導入の工程表 (ロードマップ) を示した中間報告案をまとめた。今回は、この報告案を中心にわが国における国際会計基準の取扱いについていくつか議論してみたい。

「日本版ロードマップ案」の公表ーI F R S がやって来る

昨今、「日本版××」(J-××)というのがやたら見受けられるようになったが、そこに受動 (受け身) の姿勢を読み取れる。日本発信で「米国版××」といった逆のバージョンが見られないのが、世界のなかの日本のプレゼンスの弱さを物語っている。

さて、I F R S 受入のロードマップもまたしかりで、基本的に米国にならって強制適用の前に任意適用を許可し、その間に強制適用の判断を行うというものだ。その強制適用の最終判断は米国より1年遅れて2012年を目処に行うとしている。そして準備期間を3年程度として、I F S R の義務化は早くて2015年が示唆されている (『日本経新新聞』09年1月28日)。

ともかくも、そこには「東京合意」でのコンバージェンスから、さらにアドプションへの方向が既定路線になりつつあることが伺える。そして、そのきっかけを作った米国の動向が今後も重要な鍵になることも読み取れる。その点でも、まさに「日本版ロードマップ案」といえる。そこで、その中間報告案の内容を見てみよう。

(ここに『日本経新新聞』09年1月28日が入る)

中間報告案の骨子ーコンバージェンスからアドプションへ

「我が国における国際会計基準の取扱いについて」と題する中間報告案は17ページほどにコンパクトにまとめられている。序論的な「一 会計基準を巡る国際的な動向」のあと、「二 我が国の会計基準のあり方」が本論であり (13ページほど)、むすびとして「三 今後の対応に向けて」という構成をとっている。したがって、その本論を中心にその骨子をみておこう。まず、本論の構成を示せば次の通りである (傍点引用者)。

二 我が国の会計基準のあり方

- 1 我が国の会計基準についてのコンバージェンス継続の必要性
- 2 我が国における I F R S の適用に向けた課題と取組み
 - (1) 我が国企業への I F R S の適用に向けた基本的考え方
 - (2) I F R S 適用に向けた課題
 - (3) 任意適用
 - (4) 将来的な強制適用の検討

この構成そのものの中に、傍点で示しているように、コンバージェンスからアドプシオンへの道筋を見て取れる。1でのコンバージェンスの継続は、2でのアドプシオンへのいわば前段階的な位置づけになっているのである（それはコンバージェンスとアドプシオンとが矛盾しないということでもある—No. 37「国際会計基準の世界浸透」の付記参照。）。したがって、その中心課題は、まさに「適用に向けた」が何度も出てくるようにアドプシオンの方にある（任意から更に強制へ）ことがわかる。

さて、適用に向けての課題としては、基準設定のデュー・プロセスの確保、実務対応と教育・訓練、A S B J の機能強化、X B R L への対応などあるが、以下では、特にプリンシプル・ベースという会計基準のあり方、個別財務諸表の取扱い、そして日本の関与の強化、この3点に関して議論してみよう。

プリンシプル・ベースの会計基準—会計処理の画一化とどう折り合う

1つ目はプリンシプル・ベースという会計基準のあり方である。I F R S はプリンシプル・ベースの会計基準と言われるが、それが具体的にルール・ベースの会計基準とどう変わるか、とりわけ実務サイド（作成者、監査人）に与える影響が1つの課題といえる。この点に関しては、時事会計 No. 36「国際会計基準の世界浸透」での次の一節を引用しておこう。

「…とりわけ、アメリカのような細目まで決めるルール・ベースの会計基準からの切り替えはそう容易なものではないだろう。だが、問題の本質は、まさに『実務的な運用は監査法人などの適切な判断に委ねる』というように、委ねられた側は過大な責任を負うという点にある。今でも大きな責任の重圧を負っている監査法人に、さらに高度の判断も伴う負担を強いることになるからだ。ルール・ベースであるなら、責任の範囲もおのずとそのルールの範囲内ということになる。もっとも、そこでの責任負担も大きなものがあるというのが今日の監査業界であるが—。ともかくも、「幅広く受け入れやすい」と言うように、「売り手」からは広く受けてもらえるための考え方だろうが、「買い手」からすれば大きな責任（責任範囲の不明確さ）をとまなう判断が要求される。ここに、会計基準のあり方としての2つの考え方のジレンマがある」

さらに、より基本的な問題として会計処理の画一化志向とのかかわりが指摘できる。すなわち、これまでの国際会計基準の基礎には会計処理の画一化（非弾力化）がみられ、ここでは経営者の意図は必ずしも反映されない。その点は、時事会計 No. 37「国際共通化と在庫の評価方法」でもみたように、例えば在庫の評価方法（後入先出法の廃止、低価法の一

本化) にも見られる。この画一化とプリンシプル・ベースの会計基準とはどう折り合うか (ある種の矛盾)、これが改めて問われる。

ちなみに、この画一化志向については「IASBが主導する会計基準の国際統合化の基礎には、ストック重視思考 (資産負債中心観の台頭) →配分回避の志向→会計処理の画一化 (非弾力化) →経営者の意図を反映せず、という図式が見えてくる。そして、その起点であるストック重視の思考は、今日あらゆる局面、すなわち従来の会計枠組の枠外はもとより、ここでみた枠内にも浸透してきている現実がある」と述べた通りである¹。

個別財務諸表の取扱い―「連単分離基準」というあり方

2つ目は、個別財務諸表の取扱いであるが、任意適用の段階では適用しないとしている。問題は強制適用になった場合どうするかであるが、「強制適用の是非を判断する際に、幅広い見地から検討を行う必要がある」(傍点引用者) としている。そこでの幅広い見地とは、会社法・税法との関係がその中心課題となるだろう。

ここで、税法との関係に触れておけば、例えば日本税理士連合会税制審議会「企業会計と法人税制のあり方について」(08年3月) が、現実の実務を担う税理士業界の考えだけに参考になる。とりわけ、企業会計の国際化の影響回避のあり方に関して「…こうした状況の下で、連結財務諸表は国際会計基準に従って作成し、個別財務諸表は国内基準に基づいて作成するという、いわゆる連単分離基準を明確化し、法人税の課税所得は、個別財務諸表による利益を基にすることとすれば、税制に対する企業会計の国際化の影響は避けられることになる」(傍点引用者) といった方策が示されている。ただ、連結が個別を基にして作成される点からして、そうした連単分離基準が実務的にどこまで可能かは意見が分かれる。ちなみに、経団連が一昨年公表した報告書「会計基準の国際的な統一化へのわが国への対応」では、個別には国際会計基準の適用は不要としている²。

また、中小会社の会計のあり方についても若干触れておけば、その連単分離基準が導入された場合に中小企業の「会計指針」がより重要なものになるとして、「同指針を適用することによって、企業会計の国際化による影響も回避できることになる」としている。だが、この点もその「指針」がシングルスタンダードの基本スタンスである限りは³、国際会計基準の簡易版としての中小会社会計というあり方が、国際化による影響を回避できるとすることとどう折り合うか、とりわけその性格や目的を異にするだけに (そこでは投資判断会計が目的にならない)⁴、検討の余地があるといえる。

さらに会社法ないし金融商品取引法との関係にも若干触れておけば、まず金融商品取引法 (旧証券取引法) 会計が I F R S を受け入れることはその経済的基礎からしても齟齬は

1 拙稿「後入先出法はなぜ廃止か」(『企業会計』2009年1月号) 参照。

2 「週刊経営財務」2008年11月17号 (No. 2894) のスペシャル対談「I F R S 適用をめぐる課題と日本の対応」(4-5頁) 参照。そこでの経団連企業会計部会長の島崎氏は、個別から連結への組み替えはデイリーの処理以外は自動対応できるとされている。

3 「指針」およびシングルスタンダードについては、拙著『変わる社会、変わる会計』(日本評論社、2006年) トピック4「中小会社会計と会計参与制度」参照。

4 この点は、拙著『変貌する現代会計』(日本評論社、2008年) 第11章 (212-214頁) 参照。

ありそうもない。だが、現行会社法では、その基本は「シンク・スモール・ファースト」という言葉に象徴されるように、公開大会社ではなくむしろ中小の非公開会社の方にある⁵。となると、現行会社法での開示規制を I F R S 採用の企業会計に全面委任してしまうことは、特に中小の非公開会社（多くは単体企業）にとって現実的ではなさそうだ（齟齬が生じる）。この点で、資本市場を担う公開株式会社に関する新たな会社法の制定（「公開会社法」構想）の動きが注目される⁶。そこでは、金融商品取引法と一体になった企業会計（会計・監査）が想定され、公開会社法、金融商品取引法、そして I F R S 採用の企業会計、この新たな三位一体関係が確立するといえる。そして、その一体関係が法制度として確立されれば、そこでの企業会計は法制度のなかに組み込まれ、したがってその性格はもはや従来の「慣行」ではなくなることもなる。

日本の関与の強化—究極のコンバージェンス問題

3つ目は、これが一番の課題といえるが、日本の関与の強化に関する点である。「I F R S を適用する場合には、I A S B における基準設定や I A S C F のガバナンスに関する我が国からの貢献や意見発信などの様々な局面において、会計基準に関する我が国の国際的なプレゼンスを強化することが重要である」（傍点引用者）というように、とりわけ基準設定の面での日本の関与が最大の課題だ（カバナンスの面に関しては、No. 36 「国際会計基準の世界浸透」参照）。

特に、個別の会計基準設定における意見発信もさることながら（例えばのれんの償却廃止問題）、それらの会計基準が最終的に向かう利益の概念（利益のとらえ方）に関する考え方の相違にどう折り合いをつけるか、そこに会計の根っ子にある会計思考の対立が絡むだけに、それは究極のコンバージェンス問題ともいえる。すなわち、先に示したように、I F R S を主導する I A S B の考え方の基礎に「トク重視思考（資産負債中心観の台頭）→配分回避の志向→会計処理の画一化（非弾力化）→経営者の意図を反映せず」が指摘されるだけに、ここに個々の会計基準のレベルを超えた基本思考にかかわる究極のコンバージェンス（さらにはアドプション）問題が存在するといえる。ここでは、次の一節を引用しておきたい⁷。

「国際化とは、換言すれば孤立化しないということです。とりわけ、英米系の基本的な考え方に対して、そうでしょうね。新たな概念フレームワークで示された純利益重視の計算構造と『内的な整合性』は、アングロサクソン流儀の概念フレームワークと一線を画しつつ、すでにみたように、そこには孤立化を避けるある種巧妙な仕掛けも施されています。…2011年6月までに統合するということですが、のれんの『償却方式』（日本基準）vs. 『減損方式』（国際基準）、そし

⁵ 拙著『変わる社会、変わる会計』（日本評論社、2006年）61ページ、および63ページの注(1)参照。

⁶ 2007年4月に経済財政諮問会議のグローバル化改革専門調査会「金融・資本市場ワーキンググループ(WG)」の第一次報告「真に競争力のある金融・資本市場の確立に向けて」の一環として「公開会社法の制定」が提案されている。拙著『変貌する現代会計』（日本評論社、2008年）185-88ページ参照。

⁷ 前掲拙著『変貌する現代会計』169-70ページ。

で最終的には純利益 vs. 包括利益といった統合への難関があります。重要なことは、そうした対立の基礎に何があるか、その基本思考のレベルでの議論です。その点で、2011 年で『はい終わり』、というわけではないでしょう。会計基準の基礎にある基本概念や会計思考を度外視して、個々の会計ルールがやみくもに統合されるというわけにはいかないからです。」

ASBJの基本スタンスとアドプションー理念と現実

ここで、ASBJの基本スタンスと目下のアドプションとのかかわりに若干触れておこう。この点は、アドプションの課題の1つにASBJの機能強化が挙げられているだけに重要だ。すなわち、もともとASBJの基本スタンスは、市場での評価と選択を通じて会計基準のコンバージェンスが達成されるというものであった⁸。この点は、時事会計No. 36「国際会計基準の世界浸透」でもマーケット・アプローチとして触れた通りである。

この点で、米企業 200 社に国際会計基準の導入に関する意見を聞いた調査結果は興味深い（『日本経済新聞』9月4日夕刊）。この調査はSECの（アドプションへの）方針転換前の08年5月に実施されたものだが、その段階では国際会計基準の採用につき、考慮する30パーセントに対し、考慮しないが42パーセントと上回っているのである。これを「市場での評価」の1つとみれば、そこに「市場の評価と選択」とアドプションとのある種の乖離がみられる。時事会計No. 36「国際会計基準の世界浸透」では、それを端的に、SECの方針転換→国益>企業の意志、と記した。さらにその背景として、アメリカの資本市場の競争力の低下と金融産業の競争力の回復を指摘し、まず経済産業政策（国益）あつての会計基準（産業政策>会計）という現実を指摘した。

ここに、「市場での評価と選択」という基本スタンス（理念）と現実との乖離をみる思いがする。「下」（市場）からの会計基準というあり方と、アドプションとはどう折り合うか、ASBJがその基本スタンスを貫くかぎり難しい課題といえそうだ。

金融危機が与えた宿題ー経済学と会計学

今、米国ではケインズ経済学が蘇っているようだが（大規模な財政出動）、金融危機が経済学に突きつけた課題には大きいものがある。とりわけマクロ経済学の不備が指摘されている。

例えば小林氏（経済産業研究所上席研究員）は、その1つに（株や不動産の）資産価格が標準的なマクロ経済学では十分に扱えないことが指摘されているが（『朝日新聞』1月31日）、そこに公正価値を巡る会計問題との接点がありはしないか。さらに、より基本的な問題として「貨幣」の公共性を重視する立場の指摘は重要に思える。この点は、No.35「金融危機と会計」の付論でも議論した通りである。また、グローバル経済に警鐘を鳴らし続けてきた佐伯教授（京都大）は、本来公共的な金融システムが過度に市場化された問題点に言及しているが（『朝日新聞』1月26日）、今日の会計はまさにその過度に市場化された金融システムを土台にしているといえる⁹。ここに経済学のみならず、会計学の宿題があると

⁸ ちなみに、ここでの「市場での評価と選択」という見方は、いわゆる会計の「慣行」となじむ見方と言えはわかりやすいだろう。

⁹ ちなみに、佐伯啓思『自由と民主主義をもうやめる』（幻冬舎新書、2008年）は今日の世界危機の根本にあるものを見せているが、それがなぜベストセラーになるかはそのタイトルが象徴し

いえる。

先の小林氏は「大恐慌の後にマクロ経済学が誕生したように、今回の世界危機も、新しい経済学の枠組みを生み出すことになるかもしれない。今後、経済学者は、様々な模索を続けることになるだろう」と結んでいるが、さて会計学はというと、そうした新たな枠組みを生み出す契機に、といった声は聞こえてこない。冒頭で指摘した「日本版××」といった外国バージョンの枠をでない姿勢では、そうした新たな発想や構想はできようがないといえる。先に日本の関与強化が最大の課題だと述べたが、まさに世界金融危機の今日こそ、その土台に遡った我が国ならではの（対応ではなく）貢献があるはずだ。

だが、経済学では金融危機を受けて新たな理論や枠組みの模索、さらには古典の再評価や歴史の教訓を呼び起こしているが、さて会計学はというと、そうした新たな枠組みを生み出す契機にといった動きは見えてこない。ここでは、幾分長くなるが、かつて指摘した次の一節を引用して史的文脈（史的相対）の重要性を強調しておきたい（傍点引用者）¹⁰。

「…とりわけコモンローにかかわる『デファクト・スタンダード（事実上の標準）』という視点が重要に思える。図式化すれば、『投資銀行および機関投資家→アングロサクソン・モデルの伝播→デファクト・スタンダードの国際的浸透→IAS（IFRS）などの会計基準の国際化』という構図である。こうした英米基準の基礎にあるもの（アングロサクソン・モデルの本質）、とりわけその生成変遷の理解なくして、今日起きている会計諸問題のよってたつところはなかなか見えてこないといえる。さらにいえば、こうした株主（投資家）資本主義が資本主義経済の1つのあり方—“アングロサクソン流金融資本主義”—にすぎず、したがってその生成変遷の一過程（1つの局面）であることをふまえたうえで、今日的会計現象を捉える視点（史的・総体的相対化）が重要になる。」

ダボス会議とG20の提案—金融の「早期警戒システム」と情報開示基準の統一

市場監視や金融規制などの制度面でも経済と会計の接点はあるようだ。例えば、世界経済フォーラム年次総会（ダボス会議）で金融市場での急激な変化を察知する「早期警戒システム」の創設がブラウン首相（イギリス）によって提案されている（『日本経新新聞』1月31日）。まさに、今回の金融危機を受けての提案だが、この点は会計面での何が「公正価値」なのか、という点ともつながりそうだ。そこで、時事会計 No. 36「国際会計基準の世界浸透」で述べた次の一節を再録しよう。

「先の No. 33『サブプライム問題と会計』でもみたように、信用膨張が金融の実物からの遊離・肥大化（金融>実物）を生む。では、そもそも会計が信用膨張を防げるかと問うてみたくなるが、

ているといえる。なお、佐伯教授が警鐘を鳴らし続けていたこととは極めて対照的だが、小泉改革路線の急先鋒だった中谷巖教授は同じくベストセラー『資本主義はなぜ自滅したのか』（集英社インターナショナル）でその「転向」が話題になった。しかし、『週刊朝日』（1月23日号）での「懺悔の告白」、「反省の弁」、とりわけ最後のくだりの「もし麻生首相が呼んでくださるのなら、喜んで説明に上がりますが」には権力に寄り添う姿勢が垣間見えていただけない。この2つのベストセラーを（著者像も含めて）対比するのも1つの読み方だろう。

¹⁰ 前掲拙著『変貌する現代会計』166 ページ。

それは過剰な期待というものだろう。この点で、公正価値の測定は信用収縮の損失問題よりも、(そこに至る前の)信用膨張の過剰な評価益の方にあるともいえる(だが、それはなぜか問題視されない)。つまり、膨張時にはたとえ活発な取引市場があっても、問題の本質はむしろその方にある。この点で、公正(fair)価値の問題は、何も取引がなくなった(流動性が極端に低下した)収縮時だけにあるわけでない。fairは天候では「晴れ」だが(快晴はfine)、バブルの過大な時価も流動性が低下した時価も、同じくfairならぬcloud(曇り)、それどころ視界ゼロのかかなり荒んだ("wild")天候だ。かりに会計に信用膨張を防ぐ力があるなら、そしてその仕組みを作り上げることができるなら、会計学分野で初のノーベル経済学賞となるかもしれない。ともかくも、すでに述べたように、マネーの流れというマクロ的な金融経済と国際会計基準とが密接にかかわっている点は見落としてはいけない。」

さらに、4月のロンドンでのG20の「金融サミット」においては、この「早期警戒システム」に加えて、金融規制の統一、各国の情報開示基準の統一、IMFなど国際機関の機能強化の4つ具体案が提案されるという。とりわけ各国の情報開示基準の統一には会計基準の統一も入るだろうから、ここにも会計との接点があるといえる。

金融機関の損失200兆円－1年前の2倍超

最後に、ここで世界の金融機関の損失額に触れておこう。時事会計No.33「サブプライム問題と会計」の段階では世界の損失は25兆円だった。すなわち、「欧米の損失は20兆円超(その半分はアメリカ)と報じている(『日本経新新聞』3月4日)。だが、時が経つにつれてその損失額はどんどん大きくなっている。まるで地震など天災の被害状況のようだ。新たな報道のたびに被害が大きくなる。4月段階ではその損失はさらに拡大し、日米欧の損失は25兆円－アメリカ15.5兆円、欧州8.8兆円、日本0.8兆円－である。さらに最終予想額がでているが、OECD試算は43兆円、IMF試算は95兆円、ゴールドマン・サックス証券にいたっては何と123兆円の試算となっている」と書いた。

だが、ここにきてIMFによる世界の金融機関の損失見込額は200兆円に膨らんでいる(『日本経新新聞』1月29日)。先の昨年4月段階での試算の2倍超、ゴールドマン・サックス証券の試算123兆円をもはるかに上回っている。先のNo.33の引用に続く「まさに、『第二次大戦後最悪の金融危機』(グリーンSPAN前FRB議長)である。大恐慌の引き金になりかねない懸念さはらむといえる」であり、先にみたダボス会議やG20で世界規模での市場監視や規制強化が登場するゆえんである。そして、そこに会計規制も入ってくるわけである。ただ、No.33では「…要は、不透明な情報開示→透明性の規制強化→会計基準の強化、が基本にある。だが、それが会計基準の『強化』であっても、『進化』となると話は別だろう。何を基準にしてそう言えるか、これが問われるからだ」と述べたように、それが会計の「進化」であるかどうかを問う点は重要な視点といえる。

(ここに『日本経新新聞』09年1月29日が入る)

(以上、09年1月31日)

追記

解釈指針と概念フレームワークの意義—プリンシプル・ベースの補完

国際会計基準は I F R S だけでなく、それが原則主義 (プリンシプル・ベース) であるがゆえに、複数の会計処理が考えられるケース (ダイバージェンス) では、解釈指針が重要になる。この点で、鶯地隆継「原則主義への対応と解釈指針の役割」(『企業会計』09 年 3 月号) は著者が国際財務報告解釈指針委員会 (I F R I C) の委員であるだけに一読に値する。ここでは、特に概念フレームワークの意義と日本の関与強化とのかかわりに触れておきたい¹¹。

そこでは原則主義の特徴がいくつか挙げられているが (31 ページ)、そのなかに「ルールに不明確な点があれば概念フレームワークに立ち返って判断する」がある。つまり、特定の会計処理の判断にあたっては、①原則主義のルール→②概念フレームワーク→③さらに解釈指針、といったいわば 3 つのレベルがある¹²。

そして、概念フレームワークのレベルでいえば、日本の概念フレームワークが (欧米において) どこまで議論されているか必ずしも明らかでないだけに、とりわけ I A S B の概念フレームワークとのすり合わせの議論、つまりそれ自体のコンバージェンスの議論が重要といえる。さらに言えば、その作成に日本のアカデミズム (研究者集団) が大きく関与しただけに、その役割や影響がどこまで可能かも重要だ。

さらに、解釈指針のレベルにおける日本の関与が重要といえる。それも基準設定主体 (A S B J) だけでなく、実際に財務諸表作成を担う個別企業からの意見発信も重要だ。こうして、日本の関与強化はこの 3 つのレベルのいずれにおいてもかかわり、そしてそれぞれに対応する関係者 (基準セッター、企業、監督庁、そして学界) もかかわることになる。

なお、鶯地氏は最後のくぐりで注記情報の重要性に触れて「今後の会計の流れは、単に主要財務諸表だけではなく、注記情報も含めた全体像が重視されることになろう」(36 ページ、傍点引用者) と述べている。この点は、会計基準の強化と進化との区別に触れた時事会計 No. 33 「サブプライム問題と会計」での次の一節を引用しておきたい。

「特に、金融商品の「状況」に関する注記事項 (もう 1 つは「時価」に関する事項) として 4 項目あげられているが、そのなかでリスク管理体制に関する情報開示は極めて今日的だ。こうした事項が財務諸表の記載対象になる点は、つまり会計ルールの対象になる点は、(たとえ注記であっても) 今日の情報会計のあり方の一端——財務諸表がリスク情報の開示の場となる——が垣間見える。そして、先にも述べたが、すべては投資家の目線の徹底、これがその基礎にある。」(傍点引用者)

(09 年 2 月 15 日)

¹¹ ちなみに解釈指針は、それ自身がまた「原則主義」であり (まさに解釈の指針)、年間 3～5 の指針しか公開しないようである。なお、I F R I C の解釈指針はこれまで 17 号が公表されている。

¹² ちなみに細則主義と原則主義での概念フレームワークの位置を対比すれば、概念フレームワーク→細則主義での個別ルール→会計処理、原則主義→会計処理→概念フレームワーク、となる。